

平成 20 年 9 定 商工労働常任委員会

高橋委員

それでは、自民党さんへの答弁で、サンプル数 500 のアンケート調査を実施するという
ことを踏まえて何点か確認させていただきます。

まず、このアンケート調査を実施するということをございますけれども、これまで飲食
業関係の団体、商工会議所、県内には商工会連合会等あるんですけれども、これらの方々
からの意見は、商工労働部として聴取してきたのか、確認の意味でお伺いいたします。

商工労働総務課長

個々の意見については承知していませんでした。要望等を私どもの方から説明に行った
ときに、それを受けて、当初の禁煙条例の考え方とか、それに対していろいろ各団体が要
望書にまとめてきた形で、それを受けて、私どもとしては対応しているというわけです。

高橋委員

分かりました。これらの様々な団体があるんですけれども、これらの団体の方々へ面談
なのか、郵送なのか、また飲食業の方々に直接の面談なのか、郵送なのか、また団体を通
じて行うのか、その辺のアンケートの方法は、今、どういうふうを考えていらっしゃるの
でしょうか。

商業観光流通課長

調査の方法といたしましては郵送によるアンケート方式と、県境の地域を中心にしまし
て直接出向いてヒアリングを行う、この二つの方式でございます。

高橋委員

郵送ということと併用ということなんですけれども、先ほど自民党さんへの答弁でも、
アンケートは経営者に行うという答弁があったんですけれども、郵送ですと経営者が応じ
てくれることが前提だと思うんですけれども、そこで働く従業員の方々については、意見
聴取の機会がないのか確認をしておきます。

商業観光流通課長

調査の設計につきましては、本委員会における御意見、御議論を十分踏まえて、これか
ら煮詰めてまいる段階でございまして、基本的には前に申し上げましたように、飲食店の
経営者を対象にというふうに、現段階では考えております。

高橋委員

中小企業活性化条例もそうなんですけれども、とかく経営サイドの姿勢を問う場面が多
いんですけれども、私はやはり経営者、そこで働くの方々、さらに顧客ということで、事業
というのは成り立つんだというふうに考えてまして、経営者の意見のみで果たしていい
のかなど、物事全般についてですけれども、常にそういう視点を有しているんですけれど
も、とりわけ従業員の方の健康管理、こういうのは労政福祉上、極めて昨今クローズアッ
プされているわけなんですけれども、こういった健康被害、こういったことが労働争議の要因
にもなりかねないと、こんなふうにも推測をしてしまうんですが、労働委員会もいらっし
やいますので、労働争議の要因となり得るのか、なり得たのか、この受動喫煙及びたばこ
に関して、こういったことの何か例を把握していられれば確認をしておきたいと思ひ

ます。

審査課長

禁煙等に関しましては、労働条件の面から見ると、団体交渉事項ということでなり得るかと思えます。そういった喫煙あるいは禁煙を巡っての労働争議は、神奈川県労働委員会ではこれまで1件もございません。

なお、全国の労働委員会命令のデータベースでは、例えば、くわえたばこでもってビラを配布したことをめぐって争いになった事件もございますが、例えば喫煙のルールを導入を巡って争われた事件が1件だけございます。これは三重県の労働委員会の事件でございます。平成18年3月に命令が出されております。その内容は、組合と協議することなく喫煙や作業時間管理の厳格化等を図ったということが問題になったもので、これにつきましては、会社のルールを導入、実施するに当たり、労使協議会を開催するなど一定の配慮をしたということで不当労働行為事件には当たらないという判断が出されております。そういった事例が1件ございます。

高橋委員

御承知のように2人以上従業員がいれば労働組合というのは結成できるわけですし、小規模飲食店でも十分労働組合の結成というのは可能になるのかなという思いもあるんですけども、従業員における労政福祉上、このいわゆる受動喫煙問題というのは、どんなふうに考え合わせていくことが妥当なのか。労政福祉課長の見解を聞いておきます。

労政福祉課長

職場におけます禁煙あるいは喫煙対策でございますが、労働安全衛生法という法律がございまして、この中で一定の分煙の措置等につきましてガイドラインが国から示されておりました。ただ残念ながら、これはあくまで努力義務ということで、法定の義務に至っておらないというのが現状でございます。

高橋委員

そういった意味では、努力義務ということで、本県が目指している条例の方向性がどこまで想定しているかまだ見えませんが、従業員、顧客、あらゆる方々の健康を守るということになってくると、この既存法との絡みがどうなるのかなということを考えてしまうわけですが、先ほど、労働争議の主たる要因には直接になってないというようなことも示されたわけですが、それはそれとしまして、このようなこともどう考え合わせていったらいいかなと、この辺アンケート調査で、経営者のみという答弁だったものですから、果たしてそういう角度で、労政福祉上、労働安全衛生法ですか、関係法令上、どう考え合わせていったらいいのかな。こんなふうにも考えているところでございます。

ところで、この受動喫煙防止条例の施策展開において、私、これは個人的な主観ですが、実施方法は、自助と公助と共助という概念が成り立ちはないかなと思ってまして、自助というのは自ら助ける、経営者の努力。公助というのは、公的支援、飲食業零細企業を守るというような視点がある。共助というのは、やはり受益と言っていいかわかりませんが、喫煙する方、またそういうたばこを販売するメーカー等のいわゆる共に補い合うとか、共助、共に助け合う、こういった観点で成り立ちはないかなと思うんですが、それはそれとしまして、大きく、やはり禁煙、分煙、喫煙という選択の余地をどう担保するかなということを考えているんですが、私は是非、このアンケート調査の中で、零細飲食業の方々、零細と言っては語弊がありますが、

飲食店をはじめ、こういった方々に、禁煙、分煙、喫煙の三つのスタイルの選択といいですか、それを問うようなアンケート実施がお願いできないかなというふうに思うんですけども、御見解を伺ってみたいと思います。

商業観光流通課長

条例そのもののスキルにつきましては、基本的には保健福祉部の方で考えることになっておまして、私どもの方ではあくまでもこの条例が施行された場合に、どのような経済的影響が小規模事業者にあるのか、あるいは、その際にどういった公的な支援が必要になるのか、あるいは小規模事業者が対応するに当たっての課題は何か。そういった角度から道を探してまいりたい、このように考えております。

高橋委員

そうしますと、今、食材等の高騰、いろいろな要因があって飲食業、外食産業等大変経営が御苦労されているかなというふうに推測をしますけれども、そういう昨今の景気動向をにらんで外食産業、飲食業等の今の景況状況についても伺っていただくということによってよろしいでしょうか。

商業観光流通課長

今回、調査をするに当たっては、できるだけ回収率も高めたいということがございます。飲食店の方々、余りこういった調査に慣れていらっしゃらないと思います。できるだけ調査はシンプルに、要点をシンプルにする形がより効果的な調査になると考えておまして、おのずと盛り込む内容というのもある程度限られてくるのかなというふうに思っておりますが、こういった御意見も踏まえまして、今後、調査内容を検討していきたいというふうに思っておりますけれども。

高橋委員

私、禁煙の店、それから分煙の店、また喫煙できる店という3種があってもいいのかなと。大きな意味では、それが分煙というスタイルにもなりますし、吸わない方は喫煙の店に行きたくないという方は、そこであらかじめうたうことによって、喫煙できる店ですようたうことによって、そこで分煙という大きな仕組みができるのではないかなと思うんですけども、そういう意味で、先ほど申し上げました禁煙、分煙、喫煙できる店と、この3スタイルを経営者の方々がどう望みますかという問いはしないんですかと、そういう意味なんですけれども。もう一度確認だけ伺います。

商業観光流通課長

調査の設計につきまして、今、本日の議論を踏まえて、これから検討していく段階でございますので、そういった御意見も踏まえて、今後、中身を詰めて、具体的に調整をさせていただきますと思っております。

高橋委員

要望としては、是非シンプルでありのままの御意見をという、答えやすい、実感をそのまま把握できるというアンケートになるようお願いしておきたいと思っております。

最後に、午前中の質疑でも出てきましたけれども、観光地神奈川県、観光庁ができて、いわゆる観光で大きな戦略を打ち立てて、本県が世界に打って出ようというときに、国では観光庁を立ち上げ、全国共通の評価づくり、これを策定していくと。いわゆる観光センサスというものを確立していこうとしているわけですけれども、この全国的な評価づくり

の中で、本県のいわゆる今回の受動喫煙の条例は、この評価づくりとどういう関連になるというふうに受け止めていけばよろしいでしょうか。全く度外視して考えていっていいのか、いわゆる観光地評価づくりというものを国が策定していこうとしているときに、本件、この受動喫煙のこの部分は、どういうふうに関係性を私どもは承知しておけばいいのでしょうか。

また、国も含めて、どうそれを認識してもらおうんですか。

商業観光流通課観光室長

今、お話しありました全国的な評価づくりにつきまして、その詳細をちょっとこちらで承知しておりませんものですから、その確認をしながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

高橋委員

国も大きな国策で、国策といいますか、そういう政策を実行して、観光庁を立ち上げて再生をかけていこうというふうな動きの中ですので、そういう本県の実施しようとしている政策と、国の今の動きをどうやはり照らし合わせていくのかということ、しっかり把握して取り組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

高橋委員

公明党を代表しまして、本委員会につきまして、るる質問させていただきました。特に本定例会におきましては、当該委員会におきまして、条例制定で神奈川県中小企業活性化推進条例が付託されたわけでございますので、この点についてのみ意見を申し上げておきたいと思います。

特に中小企業の振興に関する基本的な事項を定めた本条例は、中小企業に関する施策の総合的、計画的な推進を図ることを目的としております。県内の中小企業活性化のために、また、本県経済の活性化及び発展のために、本条例が所期の目的を達成することを強く要望するところであります。

特に、この中小企業活性化推進条例におきまして、施策の具体的な展開におきましては、中小企業活性化推進計画を策定するとありますけれども、先ほど申し上げましたけれども、経営者の視点はもちろんのこと、そこで働く方々の生活が一段と向上するように、このような目的のためにも推進計画が策定され、実行されていくことが望まれます。

そこで、中小企業活性化推進計画の策定に当たっては、しっかり現状把握し、そして現状の課題を分析しながら、所期の目的が達成できるように御努力いただくことを要望しておきます。

また、施策の検証では、管理サイクルの構築、また実施施策の講評、こういったものが述べられておりますけれども、私はここに具体の評価基準の設定、こういったものを設けていくべきだというふうに思っております。決して中小企業活性化推進条例が、県のこの独自の視点に終わることなく、県内中小企業の真の活性化に寄与することを強く要望しておきたいと思います。

この1点に絞り、意見を申し添えさせていただきます。

様々な付託されました案件につきまして、公明党といたしまして、賛成の立場で総括させていただきます。